

受任スキーム及び市民後見人候補者調整依頼書に係る修正内容

区分	構成員 (敬称略)	意見等	対応
【資料4】専門職後見人と市民後見人の複数後見に係る受任スキームについて	村 木	受任者調整に入る前に、調整依頼書を家庭裁判所にも御確認いただき、該当ケースについて、市民後見人との複数後見が妥当であることを受任者調整に入る前段階で示していただくと、センターとして受任者調整に入りやすいと考えている。	まず専門職後見人が家庭裁判所に調整依頼書（家庭裁判所との事前協議前のもの）を参考資料として提出し、市民後見人との複数後見について事前協議を行う。 家庭裁判所から市民後見人との複数後見を行うことについて承諾を得た後に、専門職後見人がセンターに調整依頼書（家裁と事前協議済であることを記載したもの）を提出する。
【資料5】市民後見人候補者調整依頼書について	坂 原	検討委員会への出席が困難である場合、説明の代わりに補足資料の提出を必要とするのであれば、チェック項目を「日程調整の上、検討委員会に出席し、成年被後見人等について説明する」、「検討委員会への出席が困難なため、出席の代わりに、成年被後見人等の情報を補足する資料を提出する」の2つにするよう検討していただきたい。	2ページ目にある「6 その他」の「(4) 広島市市民後見人の養成等に関する検討委員会」への出席等について」のチェック項目を御指摘のとおり2つにする。
	坂 原	1ページ目にある留意事項について、「本依頼書に記載された内容について、センターから依頼者に確認することがあります。」とあるが、この依頼者が専門職後見人のことを意味するのであれば、他の項目での表現と同様、専門職後見人との表現に修正すべきである。	他の項目での表現と同様、表記を「依頼者」ではなく「専門職後見人」に修正する。
	坂 原	家庭裁判所から推薦依頼書に代わる文書を出すことが難しいのであれば、調整依頼書に「家庭裁判所とは事前協議済である」とのチェック項目を追加した方がよいと考える。	2ページ目にある「6 その他」に、「(5) 広島家庭裁判所との事前協議について」を追加し、市民後見人との複数後見について、広島家庭裁判所と事前協議済であることをチェックする欄を設ける。
	松 本	成年被後見人等について記載する欄に性別が含まれていない。性別は基本的な情報であり、成年被後見人等にしても市民後見人候補者にしても、それぞれ性別の希望がある場合も想定される。記載し難い場合は空白にすればいいので、性別の項目はあるべきだと考える。	成年被後見人等の欄に性別の欄を追加する。
	松 本	「1 市民後見人の追加選任及び将来的な成年後見人等の交代について」に、成年被後見人等（本人）との関係性をチェックする欄があるが、今の内容では親族の誰に説明を行ったのか、関係者とは誰なのかわからないため、具体的に記載できる欄を設ける必要があるのではないか。	市民後見人の追加選任及び将来的な成年後見人等の交代について説明を行った相手が、親族か関係者かをチェックする欄に加え、具体的に記載できる欄を追加する。